

平成 27 年 第 3 回

# 高森町議会 5 月臨時会会議録

平成 27 年 5 月 8 日 開会



高 森 町 議 会

5月8日 (金)

## 平成27年第3回高森町議会臨時会（第1号）

平成27年5月8日  
午前10時00分開会  
於 議 場

### 1. 議事日程

臨時議長紹介

臨時議長あいさつ

町長あいさつ（執行部自己紹介）

開会（開議）宣告

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 議長の選挙

[第1号の追加1]

日程第 1 議席の指定

日程第 2 会議録署名議員の指名

1 番 牛嶋津世志君

2 番 岩下 健治君

日程第 3 会期の決定

月 日	会議の種類	備 考
5月8日（金）	臨時会	議案審議・採決

日程第 4 副議長の選挙

日程第 5 常任委員の選任

日程第 6 議会運営委員の選任

日程第 7 特別委員会の設置及び委員の選任

日程第 8 阿蘇広域行政事務組合議会議員の選挙

日程第 9 報告第 1号 繰越明許費に係る繰越計算書の報告について

追加日程第1 同意第2号 高森町監査委員の選任について

日程第10 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて

【平成26年度高森町一般会計補正予算】

- 日程第 1 1 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて  
【平成 2 6 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算】
- 日程第 1 2 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて  
【平成 2 6 年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算】
- 日程第 1 3 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて  
【平成 2 6 年度高森町介護保険特別会計補正予算】
- 日程第 1 4 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて  
【高森町税条例の一部改正】
- 日程第 1 5 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて  
【高森町国民健康保険税条例の一部改正】
- 日程第 1 6 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて  
【高森町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正】
- 日程第 1 7 承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて  
【高森町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正】
- 日程第 1 8 議案第 3 6 号 高森町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 1 9 議案第 3 7 号 平成 2 7 年度高森町一般会計補正予算について
- 日程第 2 0 議員派遣の件
- 日程第 2 1 委員会の閉会中の継続調査申出書について

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

- |     |           |      |           |
|-----|-----------|------|-----------|
| 1 番 | 牛 嶋 津世志 君 | 2 番  | 岩 下 健 治 君 |
| 3 番 | 後 藤 三 治 君 | 4 番  | 興 梶 壽 一 君 |
| 5 番 | 芹 口 誓 彰 君 | 6 番  | 立 山 広 滋 君 |
| 7 番 | 森 田 勝 君   | 8 番  | 本 田 生 一 君 |
| 9 番 | 田 上 更 生 君 | 10 番 | 佐 伯 金 也 君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（20名）

町長	草村大成君	教育長	佐藤増夫君
代表監査委員	有働和幸君	教育委員長	平田ルリ子君
総務課長	佐藤武文君	財産管理課長	安方含君
政策推進課長	甲斐敏文君	健康推進課長	馬原恵介君
住民福祉課長	阿南一也君	税務課長	沼田勝之君
農林政策課長	後藤健一君	建設課長	松本満夫君
会計課長	河崎みゆき君	教育委員会事務局長	阿部恭二君
監査委員事務局長	古澤要介君	総務課長補佐	後藤一寛君
たからポイントチャンネル事務局長	東幸祐君	政策推進課長補佐	定光貴史君
総務課財政係長	岩下徹君	教育委員会審議員	堺昭博君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	佐藤幸一君	議会事務局庶務係長	白石孝二君
--------	-------	-----------	-------

開会 午前10時00分

-----○-----

#### 臨時議長紹介

○**議会事務局長（佐藤幸一君）** 皆さん、おはようございます。議会事務局長の佐藤です。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。したがって、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっています。

年長の芹口誓彰議員を御紹介します。よろしくお願いいたします。

-----○-----

#### 臨時議長あいさつ

○**臨時議長（芹口誓彰君）** おはようございます。ただいま御紹介をいただきました芹口誓彰です。

地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○**臨時議長（芹口誓彰君）** 会議に先立ち、町長からの御挨拶をお願いいたします。

町長 草村大成君。

-----○-----

#### 町長あいさつ（執行部自己紹介）

○**町長（草村大成君）** おはようございます。

平成27年第3回高森町議会臨時議会が開催されるにあたり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、先般行われました高森町議会議員選挙におきまして、見事当選の栄誉を勝ち得られ、本日ここに高森町議会議員として、いよいよ町政壇上にその所信をもって立たれることになりましたことは、誠に御同慶に絶えません。不詳私も町民の皆さまの絶大な御支援をいただき、さらに4年間、町長の職を務めさせていただくこととなりましたが、1期目よりさらに加速して、新しい高森町づくりに邁進する所存でありますので、議会の皆さま、町民の皆さま、どうぞよろしくお願いいたしますを申し上げます。

なお、具体的な施策につきましては、次回定例議会において、予算を含めてお示しする予定でございますので、どうぞ御了承をいただきますようお願いいたします。

さて、本日の臨時会に提案申し上げますのは、報告1件、専決処分の承認8件、条例改正及び一般会計補正予算の議案2件でございます。よろしく御審議いただき、御決定賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

○臨時議長（芹口誓彰君） どうも、ありがとうございます。

次に、執行部の自己紹介をしていただきます。自席から順番にお願いいたします。

○町長（草村大成君） おはようございます。町長の草村でございます。よろしく願いいたします

○代表監査委員（有働和幸君） おはようございます。代表監査委員を仰せつかっております有働和幸でございます。ちなみに先の統一選挙に際し、町長様におかれましては無投票当選、見事なものでございました。また、議員さんにおかれましては、大変な激戦りの中、こうして10名の議員さん方が議場にお集まりいただきました。本当におめでとうございます。今後4年間、どうぞ町発展のため、また住民福祉のために御貢献をお願いしたいと思います。御期待申し上げます。

○教育委員長（平田ルリ子君） おはようございます。教育委員長を仰せつかっております平田でございます。皆さま方の御活躍を大いに期待しております。よろしく願いいたします。

○教育長（佐藤増夫君） おはようございます。教育長の佐藤増夫です。どうぞよろしく願いいたします。

○総務課長（佐藤武文君） おはようございます。総務課長の佐藤です。どうぞよろしく願いいたします。

○教育委員会事務局長（阿部恭二君） おはようございます。教育委員会事務局長の阿部恭二です。どうぞよろしく願いします。

○たかもりポイントチャンネル事務局長（東 幸祐君） おはようございます。たかもりポイントチャンネル事務局長、東幸祐でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○総務課長補佐（後藤一寛君） おはようございます。総務課長補佐の後藤一寛でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○総務課財政係長（岩下 徹君） おはようございます。総務課財政係長の岩下徹でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○会計課長（河崎みゆき君） おはようございます。本年4月1日付けで会計課長を命

ぜられました河崎でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○住民福祉課長（阿南一也君） 住民福祉課長の阿南一也です。よろしくお願ひします。

○税務課長（沼田勝之君） おはようございます。税務課長の沼田勝之です。どうぞよろしくお願ひします。

○健康推進課長（馬原恵介君） おはようございます。健康推進課長の馬原恵介でございます。よろしくお願ひします。

○政策推進課長（甲斐敏文君） おはようございます。政策推進課長の甲斐敏文です。よろしくお願ひします。

○農林政策課長（後藤健一君） おはようございます。農林政策課長並びに農業委員会の事務局長を仰せつかっております後藤健一でございます。

それから、農業委員会の会長でございますけれども、本日、所要ございまして出席することができません。くれぐれもよろしくとのことございました。今後ともよろしくお願ひします。

○監査委員事務局長（古澤要介君） おはようございます。監査委員事務局長を務めております古澤要介でございます。どうぞよろしくお願ひします。

○建設課長（松本満夫君） おはようございます。建設課長の松本満夫でございます。よろしくお願ひいたします。

○財産管理課長（安方 含君） おはようございます。財産管理課長、安方含です。よろしくお願ひします。

○教育委員会審議員（堺 昭博君） おはようございます。教育委員会審議員の堺昭博と申します。よろしくお願ひします。

○政策推進課長補佐（定光貴史君） おはようございます。昨年夏より総務省から出向しております政策推進課課長補佐の定光貴史です。よろしくお願ひします。

○臨時議長（芹口誓彰君） 以上で、執行部の自己紹介を終わります。

-----○-----

○臨時議長（芹口誓彰君） ただいまから、平成27年第3回高森町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（芹口誓彰君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の席とします。

-----○-----

## 日程第 2 議長選挙

○臨時議長（芹口誓彰君） 日程第 2、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（芹口誓彰君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、臨時議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（芹口誓彰君） 異議なしと認めます。したがって、臨時議長が指名することに決定しました。

議長に田上更生君を指名します。

お諮りします。ただいま臨時議長が指名しました田上更生君を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（芹口誓彰君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました田上更生君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選された田上更生君が議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定によって当選の告知をします。

それでは、議長就任の御挨拶をお願いします。御答弁席をお願いをいたします。

9 番 田上更生君。

○新議長（田上更生君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

この度の統一地方選後、初めての臨時議会というようなことで、議長選任というようなことをございまして、再度、議長をというようなことで、全議員さんの皆さん方の御推薦をいただきまして、議長の要職を務めさせていただくことになりました。たいへん身に余る光栄ではありますけれども、その責任の重大さを改めて痛感をいたしているところでもございます。ここにまた、皆さん方の御推薦を受けました上は、高森町の発展はもとより、町民福祉の向上、町民の安心・安全、そして高

森に本当に住んでよかったと思っただけ、町民の皆さん方が本当に高森町を誇れるようなまちづくりのために、誠心誠意努力する覚悟でございます。皆さん方の今までより以上の御指導・御支援を賜りますようお願いを申し上げます。よろしく願いいたします。

御挨拶というようにございまして、私のこれからの議会運営の基本的な考え方というものを少しだけ述べさせていただきたいというふうに思います。

私は、8年前に初めて議会議員に当選をさせていただきました。そのときからずっとその考え方というものを貫き通してきたつもりでございます。それは、まず10名の議員がしっかりとした議論・協議をしながら、理解をし、信頼関係をつくっていく、そしてその信頼関係をつくった中で、職員、町長、職員の皆さん方から信任を受ける、信頼をしていただける、そしてその上に立って町民の皆さん方の御理解をいただき、信頼をしていただく、そういう議員でありたいというのが8年前の私の考えでございました。4年前、2期目というようにございましてけれども、議長に選出を受けました。そのときも変わらない、同じ御挨拶をしたかというふうに思います。今回も同じでございます。10名の議員が10分の1ずつの力がやると10分の10になったときに、二元代表制という大きな民主主義の根幹であります、町長と相対して1対1の議論ができるという立場の中に立たせていただきたいというふうに思っております。そして、議会議員がしっかりとした言論の府としての責任を全うすることによって、職員の皆さん方の御理解、信頼、その上に立って、また町民の皆さん方の信頼をいただける、そういう議会運営をやってきたいというふうに思っております。この意識の改革というのは、そう簡単に進むものではないかというふうに思いますけれども、時間をかけて、この4年間、住民の皆さん方に御理解をしていただける形の中で、議会改革を大きな柱として4年間取り組んできたつもりでございます。町民の皆さん方としっかりとした情報の共有化、正しい情報を共有していく、町民の皆さん方に議会議員がそれぞれ一人一人しっかりとした説明をし、理解をしていただける環境をつくっていくというようなことで、議会報告会、まず手始めに議会報告会を4年間の中で7回ほど開催をさせていただきました。いろんな町民の皆さん方の御意見等がございました。相当厳しい御批判等も受けました。やはり、私は町民から批判を受けることが、議員資質の向上なり、議会活動の中に大きく生かされてくるというようなことから、それを推進しながら、町民の声をしっかりと聞く耳をもち、そしてこれまでの4年間のまちづくり、議会運営の中に生かしてきたというようなふうに思っております。今回もまっ

たくその趣旨は揺らいでもおりませんし、そのまま進んでいきたいというふうに思っております。その最後のしめくくりとして、昨年3月に町民のために議会は何をやればいいのか、何をやるべきなのか、誰が議会議員になっても町民のために働ける環境をつくるというようなことで、議会基本条例を制定をさせていただきました。今回、議長を仰せつかりましたけれども、この議会基本条例を大きな柱として、これを尊重しながら、遵守しながら、実行していく。そのことが町民の安心・安全、そして住民福祉、生活の向上につなげていけるものというふうに思っておりますので、今までより以上の町民の皆さん方の御指導、そしてここにお出での皆さん方の御指導・御支援・御協力をいただきながら、これから議会運営に努めていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いをしたいというふうに思います。

このような席でお願いをするのは、多少筋違いかなどというふうな思いもいたしますけれども、議員の皆さん方に一つだけお願いがございます。それは1カ月ほど前だったと思います。議会議員が職員の課長あるいは係長のところに行って、威圧的な対応、圧力的な対応をしたり、あるいは幹旋というような部分で、その批判をする記事が熊日新聞等で掲載をされました。多少、言葉の文言の表現でそれとは違った部分もあるかも知れませんが、私といたしましてはそういうふうに取りをいたしました。約100名の職員がおられます。私は最初から、4年前も申し上げましたけれども、7,000人の町民の安心・安全を議会も守っていく、今回、皆さん方、選挙公報の中にもたいへんそのような部分が大きく、自分の議員候補としての目標なり、政策の柱の欄でうたわれておったかというふうに思いますけれども、やはり私はその100名、70分の1の100名の職員を守れなくて、7,000人を守るはずがないというのが私の基本的な考え方でございます。それは何かといいますと、議会議員が100名の職員から信頼を受けるということにつながっていくのではないかというふうに思っておりますので、議員の皆さん方には、ぜひそのような課長あるいは係長の席で、やはりそういう態度といいますか、それは謹んでいただきたい。ぜひ、その部分についてはお守りいただきたい。今日、あえてここで申し上げますのは、今恐らくポイントチャンネル等で流されているかというふうに思います。町民の皆さん方にも、やはり自分の選んだ議員がどういう態度をとっているか、言動をしているかという監視の役目も私はしていただきたいというような意味から、ここでお願いを申し上げたところでございますので、たいへん口幅ったいような、今、選出をされたばかりで、事を申し上げましたけど

も、ぜひ議員の皆さん方にはお守りいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げ、私の就任の御挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○臨時議長（芹口誓彰君） ありがとうございます。

これで臨時議長の職務は全部終了いたしました。御協力ありがとうございました。

議長、議長席にお着き願いたいと思います。

（議長席交代）

-----○-----

〔第1号の追加1〕

日程第1 議席の指定

○議長（田上更生君） それでは、進行させていただきます。〔第1号の追加1〕 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、お手元に配付してありました議席のとおり指定いたします。

-----○-----

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（田上更生君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、1番 牛嶋津世志君及び2番 岩下健治君を指名します。

-----○-----

日程第3 会期の決定

○議長（田上更生君） 日程第3、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日5月8日の1日にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決定しました。

-----○-----

日程第4 副議長の選挙

○議長（田上更生君） 日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

しばらく休憩したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、しばらく休憩することに決定しました。再開時間につきましては、決定次第、事務局を通じて連絡いたします。

-----○-----

休憩 午前10時30分

再開 午前11時20分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

副議長に、佐伯金也君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました佐伯金也君を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました佐伯金也君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました佐伯金也君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

副議長の御挨拶をお願いいたします。御答弁席をお願いいたします。

○副議長（佐伯金也君） ただいま議長のほうから指名がありました、10番 佐伯金

也でございます。

皆さま御存じのとおり、私は平成3年から16年間、議員は務めてまいりました。その間、副議長等もさせていただきましたし、いろいろと各ポストも歴任を  
してまいりましたが、その後8年間、町民の皆さま方から叱咤激励をいただき、  
町民の皆さま方とともに、この議会を外から眺めさせていただいておった次第で  
ございます。先般行われました議会議員の選挙におきまして、町民の皆さま方  
から、お前ももうぼちぼち人間として出来上がったろうという意味も込めまして、  
当選をさせていただきました。ですから、私は初めての当選者みたいな気持ちで、  
ちょっと控えめにといい気持ちをもっておりましたが、皆さまの御推挙で、今回、  
副議長という大役を仰せつかりました。議長、田上更生議長におきましても、先  
般から2期4年間の議長経験がございます。その中において、私みたいな異色の  
人間が副議長席に座って、かなりなストレスを与えてくると思いますが、そのへ  
んにつきましては、皆さま方といろいろと話し合いをさせていただきながら、私  
は私の信念のもとで、もう以前申し上げましたとおり、議会は言論の府でござい  
ます。外で言うことと中であることが、話すことが違わないように、筋を通しな  
がら議会の運営をやっていきいたいし、議長の片腕として一生懸命話し合いもやっ  
ていきいたいと思います。また、執行部の皆さま方におかれましても、私が議員を  
やっていた時代の思い出が多数あると思いますけれども、それから8年間、私と  
しても大分丸くなったつもりでもございますから、ちまたではタカ派だとか言わ  
れておりますけれども、私はハト派だと思っております。そういう意味で、やさ  
しく皆さま方と話し合いをしながら、高森町将来のため、また町民の皆さまの福  
祉向上のために、議会議員としてやれることを力一杯尽くしてまいりたいと思  
いますので、どうぞ皆さま方の御協力をよろしくお願いをいたします。今日は私の  
御挨拶といたします。ありがとうございます。

○議長（田上更生君） ありがとうございます。

-----○-----

#### 日程第5 常任委員の選任

○議長（田上更生君） 日程第5、常任委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により指名し  
たいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。

職員に朗読をいたさせます。議会事務局長 佐藤幸一君。

○議会事務局長（佐藤幸一君） まず、総務常任委員会から申し上げます。1番 牛嶋津世志議員、2番 岩下健治議員、4番 興柁壽一議員、5番 芹口誓彰議員、6番 立山広滋議員、8番 本田生一議員。

次に、文教厚生常任委員です。5名です。1番 牛嶋津世志議員、4番 興柁壽一議員、6番 立山広滋議員、8番 本田生一議員、10番 佐伯金也議員。

続いて、建設経済委員、5人です。2番 岩下健治議員、3番 後藤三治議員、5番 芹口誓彰議員、7番 森田勝議員、9番 田上更生議員です。

以上です。

○議長（田上更生君） ただいま職員が朗読しましたとおり、それぞれの常任委員に選任することに決定いたしました。

お諮りします。

しばらく休憩したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。しばらく休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前 11時30分

再開 午後 1時25分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会の委員長及び副委員長の互選結果が議長に提出されておりますので御報告します。

職員に朗読いたさせます。議会事務局長 佐藤幸一君。

○議会事務局長（佐藤幸一君） 互選の結果を発表いたします。

総務常任委員会、委員長、5番 芹口誓彰議員、副委員長、2番 岩下健治議員。文教厚生常任委員会、委員長、6番 立山広滋議員、副委員長、1番 牛嶋津世志議員。

建設経済常任委員会、委員長、3番 後藤三治議員、副委員長、7番 森田勝議員でございます。

以上、報告終わります。

-----○-----

## 日程第6 議会運営委員の選任

○議長（田上更生君） 日程第6、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。

職員に朗読をいたさせます。議会事務局長 佐藤幸一君。

○議会事務局長（佐藤幸一君） 報告いたします。

議会運営委員会、4名でございます。3番 後藤三治議員、5番 芹口誓彰議員、6番 立山広滋議員、10番 佐伯金也議員でございます。

以上、報告終わります。

○議長（田上更生君） ただいま職員が朗読したとおり、議会運営委員に選任することに決定いたしました。

-----○-----

## 日程第7 特別委員会の設置及び委員の選任

○議長（田上更生君） 日程第7、特別委員会の設置及び委員の選任を行います。

お諮りします。

住民に対して議会活動を広く周知するため、4人の委員で組織する議会広報特別委員会を設置し、調査期限は調査終了までとし、議会閉会中の調査についても調査終了まで継続して付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議会広報特別委員会を設置し、調査期限は調査終了までとし、議会閉会中の調査についても調査終了まで継続して付託することに決定しました。

ただいま設置されました議会広報特別委員会の委員の選任を行います。

お諮りします。

議会広報特別委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。

職員に朗読をいたさせます。議会事務局長 佐藤幸一君。

○議会事務局長（佐藤幸一君） 報告いたします。

議会広報特別委員、4名でございます。1番 牛嶋津世志議員、2番 岩下健治議員、3番 後藤三治議員、4番 興柁壽一議員です。

以上、報告終わります。

○議長（田上更生君） ただいま職員が朗読したとおり、議会広報特別委員に選任することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第8 阿蘇広域行政事務組合議会議員の選挙

○議長（田上更生君） 日程第8、阿蘇広域行政事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

阿蘇広域行政事務組合議会議員に、7番 森田勝君、8番 本田生一君、10番 佐伯金也君の3名を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました3名を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、7番 森田勝君、8番 本田生一君、10番 佐伯金也君の3名が阿蘇広域行政事務組合議会議員に当選されました。

ただいま阿蘇広域行政事務組合議会議員に当選されました、7番 森田勝君、8番 本田生一君、10番 佐伯金也君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

お諮りします。

先ほどの議会運営委員及び特別委員の選任に伴い、委員会の委員長、副委員長の互選などのため、しばらく休憩したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 異議なしと認めます。それでは、しばらく休憩することに決定しました。再開時間につきましては、決定次第、事務局を通じて連絡いたします。よろしく願いいたします。

-----○-----

休憩 午後 1 時 3 5 分

再開 午後 1 時 4 0 分

-----○-----

- 議長（田上更生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各委員会の委員長及び副委員長の互選結果が議長に提出されておりますので報告します。

職員に朗読いたさせます。議会事務局長 佐藤幸一君。

- 議会事務局長（佐藤幸一君） 報告いたします。

議会運営委員会、委員長、6番 立山広滋議員、副委員長、5番 芹口誓彰議員。

議会広報特別委員会、委員長、4番 興柁壽一議員、副委員長、1番 牛嶋津世志議員。

以上です。報告終わります。

- 議長（田上更生君） お諮りします。

ただいま町長から提出されました同意第2号、高森町監査委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、同意第2号、高森町監査委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第1 同意第2号 高森町監査委員の選任について

- 議長（田上更生君） 追加日程第1、同意第2号、高森町監査委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、4番 興柁壽一君の退場を求めます。

[4番議員退場]

○議長（田上更生君） 提出者の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 同意第2号、高森町監査委員の選任について、提案理由の御説明を申し上げます。

先般の高森町町議会議員一般選挙の執行に伴い、新たに議会議員、阿蘇郡高森町大字矢津田2066番地、興柁壽一氏を監査委員に選任いたしたく、議会の同意を求めます。

同氏は、今期、2期目の当選を果たされましたが、人格高潔で財務管理に関しても優れた識見を有する方であり、本町監査委員として適任者であります。同委員の選任については、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を得る必要があるため御提案申し上げるものでございます。よろしく御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（田上更生君） 提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番 佐伯金也でございます。

今、町長から提案されました監査委員につきまして、私のほうからも補足説明をさせていただきます。興柁壽一氏につきましては、議員になられる前、阿蘇農協のほうで監査室にも所属されておられました。経験豊富ということでございます。農協のほうでは複式簿記なんですけれども、自治体のほうでは御覧のとおり単式簿記という形になっておりますが、興柁壽一氏においては、そのときの経験が今回は十分生かされるのではないかなと思いますので、議会のほうでも同氏に対しまして賛成の意向を表したいと思っております。以上でございます。

○議長（田上更生君） そのほか討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから同意第2号、高森町監査委員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（田上更生君） 起立多数です。したがって、同意第2号、高森町監査委員の選任については、同意することに決定しました。

これより、4番 興柁壽一君の入場を認めます。

[4番議員入場]

○議長（田上更生君） 4番 興柁壽一君に申し伝えます。同意第2号、高森町監査委員の選任については、同意することにしましたので、その旨申し伝えます。

-----○-----

日程第9 報告第1号 繰越明許費に係る繰越計算書の報告について

○議長（田上更生君） 日程第9、報告第1号、繰越明許費に係る繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について、報告を求めます。総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 報告第1号、繰越明許費に係る繰越計算書の報告について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき御報告申し上げます。

平成27年度へ繰り越しましたのは、全体で18事業ございまして、その総額は2億5,725万円でございます。いずれも平成26年度一般会計補正予算の第12号から第15号において、繰越明許費を設定したものでございます。このうち、国・県の交付金または補助事業として行いますのは、まず本年2月に成立いたしました国の経済対策補正予算に伴う交付金を受けて実施いたしますプレミアム商品券発行事業などの8事業、社会資本整備総合交付金をはじめとする国庫補助金等を活用して町道整備等を行う6事業、熊本県の再生可能エネルギー等導入推進事業補助金を活用した役場庁舎太陽光蓄電池等設備工事及び熊本県阿蘇火山活動降灰地域園芸対策緊急支援事業でございまして、計16の補助事業の繰越総額は2億5,248万4,000円でございます。なお、降灰対策事業につきましては、事業主体が阿蘇農業協同組合であり、農協本所の所在地である阿蘇市が取りまとめて予算の執行を行うため、計算書では高森町が負担すべき額のみを計上、繰り越しております。また、単独事業分につきましては、現在は仮称としております高森町コミュニティセンター基本構想策定事業並びに横山地区用水路整備の付帯工事の2事業でございまして、合計476万6,000円となっております。

以上、御説明いたしました。各事業とも早期の事業完了を目指して推進しているところでございますことを御報告申し上げます。以上です。

○議長（田上更生君） 本件は報告事項であります。質問があれば発言を許します。

質問はありませんか。10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番 佐伯でございます。

本来ですと、繰越明許費に係ります、こういうふうな計算書、当初、この事業におけるそれぞれの説明が、私どもが議員に当選する前の議員団のほうにおったと思います。その中で今回、4月の選挙で私たちは当選をさせていただきました、この議会の中に議席をいただいたわけでございます。ですから、繰越明許費、繰越計算書について、今、担当のほうから御説明がありましたが、もう少し詳しく、それぞれ町単独の事業、そのほうと財源についての確約が本当にとれておるのか等についての御説明を、できれば担当の課長さんのほうからいただきたいと思います。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 10番 佐伯議員の御質問にお答えをいたします。

順を追って説明をさせていただきます。1番の高森町コミュニティセンター基本構想策定事業につきましては、単独事業として、現在仮称ではございますけれども、構想の策定を行うものとして単独事業で行うものでございます。

続きまして、高森町総合戦略策定事業につきましては、まち・ひと・しごと地域創生に関する戦略を策定する事業として、国庫支出金と一般財源からなっております。

それから、3番目のウェアラブル端末活用事業につきましては、これも地域創生に関するものでございますけれども、老人等の見守りのために各端末を持っていたいて見守りを行うという事業を取り組むということでございます。

メディアコンテンツコミッション事業につきましては、それからプレミアム商品券、ふるさと名産品販売につきましては、政策推進課のほうから御説明をさせていただきます。

横山地区用水路整備付帯工事でございますが、これにつきましては平成26年度で用水路の整備を行いました、事業の付帯工事分を単独事業で実施する必要がございますので、単独事業分として計上をしております。

それから、農業費の南郷松活用事業、以下4事業につきましては、農林政策課から御説明をさせていただきます。

土木費につきましては、建設課から説明をさせていただきます。

最後の消防費、庁舎太陽光発電蓄電池等設備設置工事につきましては、グリーンニューディール基金ということで熊本県の基金を活用して、庁舎屋上に太陽光発電蓄電池工事を実施するもので、現在も工事を行っております。繰り越しの内容につ

きましては、発電機器の購入に、確保に時間がかかったということで、繰り越しはやむを得ないということで6月当初までの工期に延長して、現在工事を行っているところです。

以上、他の事業につきましては、それぞれの担当課から説明をさせていただきます。以上です。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 政策推進課が担当しております事業名の4番目、メディアコンテンツ、プレミアム商品券、ふるさと名産品販売事業につきまして御説明申し上げます。

まず、メディアコンテンツコミッション事業ですけど、これにつきましては地域資源の発掘や磨き上げを行い、それをゲームやアニメのエンターテイメントとして利用し、製作会社の誘致活動を県内6町村で構成する委員会で進める事業であります。つまり、県内の6町村の事業に負担金を出しまして、それで実行委員会を策定いたしまして、そちらのほうに負担金として出す事業であります。

それと、続きましてプレミアム商品券発行事業につきましては、以前、国の施策で地域振興券を出してあったと思いますけど、この地域振興券は一定の金額の商品券を無料配付していた事業でしたけど、今回はプレミアム商品券ということで、1万円の商品券を1万円で購入していただいて、それに2割上乗せした1万2,000円分の買い物ができる券であります。現在、事務を進めておりますが、約6,000セットを予定しております。それに伴う販売とか、取扱店とかの事務につきましては、現在、高森町商工会のほうと打ち合わせを行っております。それに対する経費としまして1,465万円を予定しております。

次に、ふるさと名産品販売事業ですけど、これにつきましては域外、つまり町外の方々に高森の飲食店とか土産品店とかで利用できる商品券を販売するものであります。これにつきましては、3,000円のお買い上げで4,000円、つまり1,000円のプレミアムを付けて販売するものであります。これにつきましては、県の旅行券販売事業と同時に販売をしていく予定となっておりますけど、県のほうで同じような商品券を出しているということですので、現在検討して、プレミアム商品券のほうに移行させるか、実行委員会のほうで検討しているところであります。以上、ここに出しております254万2,000円、これにつきましては、ふるさと名産品販売事業ということで計上しております。

以上が政策推進課で行う事業の説明といたします。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 後藤健一君。

○農林政策課長（後藤健一君） こんにちは。ただいま10番議員の御質問に対してお答えをいたします。

農林政策課の管轄でやっております南郷桧活用事業補助金について御説明を申し上げます。ただいま農林政策課では、阿蘇南郷桧ブランド化推進協議会という協議会を立ち上げまして、阿蘇南郷桧としてのその価値のブランド化の向上にむけて、さまざまな取り組みを行っております。昨年度におきましては、見本市の開催とか、あるいはいろんな枝打ちの講習会とか、そういうものをやりまして、地元の方々のみならず、あるいは地域、熊本県県外に対しても南郷桧のその材質の良さ、それからその価値の向上にむけて努力をしております。それに伴う事業でございまして、南郷桧の品質基準の策定のために、南郷桧の分布状況とか材質の確認とか、そういうことに対する事業、それから枝打ちの育成技術の体験マニュアルの策定等々です。それから、シカによる食害の防除対策等について取り組む事業でございます。

次に、農業観光拠点整備事業補助金という事業でございしますが、これは既存の施設、学校の校舎の跡とか、あるいは今ある既存の施設を利用した農業の観光拠点の整備事業を行う整備を目的として行う補助事業でございします。事業の内容としましては、拠点施設の整備事業、それから都市部との交流に対する経費、それから観光パンフレットの策定等々を予定しております。

最後に、防疫対策事業でございします。これにつきましては、観光地となっている牧野が今現在が牛を放牧しておりますけれども、その牛と観光客、外部から来られます観光客の方との接点があるということで、防疫上、何らかの対策を講じる必要があるということでございしますので、それにつきましてそういう施設の整備費等々を予定しております。と同時に、観光客の方々に対してもそういう防疫に対する意識の啓発を兼ねて、そういうパンフレット等を作ることを予定しております。

最後に、阿蘇火山活動降灰地域園芸対策緊急支援事業でございします。この事業は県の事業でございまして、園芸農家の経営安定と産地維持を図るため、緊急的にその経営安定のための支援を目的として、園芸作物や、あるいは園芸施設、ハウス等の降灰除去のため、機器購入に対する補助を予定しております。補助の割合は、全事業費の中から消費税を除いて3分の1が県、3分の1が町、残りが実施の農家の負担ということでございします。これは当初、去年の3月から事業に着手したわけですが、それに使用します機器等の特殊性から、なかなか国内全域でいろんな手配をいたしましたけれども、既存のそういう機械を製造しているところ

の備蓄が少なかったということで、昨年が阿蘇地域で一度に事業に取り組んだということをごさいますて、どうしても新規に製造を行わないと納品が間に合わないということで、今回繰り越しということでさせていただいております。

対象機械としましては、ハンディブローワーとか、あるいは背負い式ブローワー、あるいは洗浄機、高圧洗浄の自走式、それから鉄砲ノズル、5000から2,000リットル程度のローリータンク等々がその対象物となっております。

以上で、農林政策課に関する事業の説明を終わります。

○議長（田上更生君） 後藤課長。すみません。横山地区用水路整備付帯工事、これについての御説明を。

○農林政策課長（後藤健一君） ちょっと資料を今持ってきておりましたけれども、どこに行ったか分かりません。申し訳ございません。

横山地区のことにつきましては、水路工事が終わりました、その後が管理用道路の整備をすることになりまして、実は現地がたいへん湧水が多くて、管理の中身が上層の場、あるいは下層の場も改良しないと、一般の管理に支障をきたすということで工事を行っております。

それから、昨年度に行った工事のその継続でございまして、申し訳ございません、昨年度の事業の継続ということで繰り越しをさせていただいております。以上でございます。

たいへん申し訳ありません。昨年、阿蘇の火山活動降灰地域園芸対策緊急支援事業でございますが、昨年の3月と申し上げましたけれども、平成27年度の3月に訂正させていただきます。申し訳ございません。

○議長（田上更生君） 建設課長 松本満夫君。

○建設課長（松本満夫君） 10番議員の御質問にお答えいたします。

建設課の関係につきましては、6件ございまして、建設課につきましては社会資本整備総合交付金事業の防災安全社会資本整備交付金が5本と、最後の大戸ノロ本河原線の道路整備事業につきましては道整備交付金事業で事業を実施しております。

1番目の町道路面性状調査につきましては、パッケージが3種類に分かれておりました、安心・安全による道路施設の的確な管理というところの部門で事業を実施、交付金の内諾を受けております。路面性状調査といいますのは、町道が路線数が188路線ありまして、これの住民の生活に直結している町道でございますが、御存じのように道路の老朽化等によりまして、安全性を的確に確保するため、維持補修費、今後はさらに道路施設の維持管理計画が必要になることから、その基礎データ

とするための点検・調査を実施する事業で、今後の維持補修の優先度合いを決定するための調査の事業でございます。

それから、2番目の橋梁調査、補強・修繕事業につきましては、これにつきましては以前から橋梁の長寿命化計画を策定しておりまして、本町が管理しております橋梁が112橋ありまして、これは平成24年度からの事業で、この長寿命化修繕計画を策定しているわけでございます。この計画をもとに橋梁の修繕、維持管理を行っていくというための予防的な対応を実施していく事業でございます、これにつきましてはパッケージが2つ目の安心・安全で住みやすい社会の実現に向けた道路、重要構造物の的確な管理、補修、保全の推進というところで補助金の内示を受けております。

それから、3番目から5番目の町道中原線道路整備事業、片山下山線道路整備舗装事業、牧戸線道路整備事業の3本につきましては、パッケージの最後でございますが、防災・減災などの日常生活の安全を確保するための道路整備事業ということで、防災安全社会資本整備交付金の内示を受けております。

それと、最後の大戸ノ日本河原道路整備事業につきましては、道整備交付金事業で内諾を受けております。社会資本整備交付金事業につきましては、補助率が65%で、道整備交付金事業につきましては、補助率が50%となっております。以上です。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 後藤健一君。

○農林政策課長（後藤健一君） 先ほどの横山水路につきまして補足説明をさせていただきます。

先ほど上下層路盤の機械工と申しあげましたけれども、下層路盤の機械工が480.8メートル、それから上層路盤の機械工が242.5メートルです。コンクリート舗装を30メートル補正しております。それから、現道の拡幅部分になるものが862メートルが対象となっております。

以上、補足説明いたします。

○議長（田上更生君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） はい。ありがとうございました。

何分、私どもは当時、各担当課長さん方から提案があった当時は、私は議員をしておりませんでしたので、今改めて質問をさせていただいた次第です。ただ、その中で私が一番気になりましたのは、その繰越明許費の取り扱いもやっぱりその以前からすると、非常に増えておるといった感がありました。繰越明許費というのは、要

するにその自治体はだいたい単年決算でいきますから、3月31日に決算。ただ、工事の完了が終わったり、いろんな事業の完了後、支払いはやはり5月31日の出納閉鎖までずれ込むことはあるということで考えておりますから、そうやってきますと計画的にいろんな事業をされておると、繰越明許費の計算書がこんなにたくさん出てこないのではないかなという感がありましたので質問をさせていただいたわけです。繰越明許をする際においての、やっぱり土木なんかでも特に気にかかるのは、工事発注日ですね。3月25日程度を竣工の日にとりして入札をされるとすれば、この金額と翌年度繰越額を見ますと、だいたいでいくと平成26年に発注をされて、いろんな自然現象とか、自然の状況、災害の状況、雪などがあって、どうしてもやはり3月末までに終了しない。だから、繰越明許をかけてやってしまうというふうな解釈でいきたいんですけれども、なかなかそのような感じではないようです。ですから、やはりどんなに行政要綱の中に明許繰越という項目があるにしても、やはり単年決算という、その自治体の財政のあり方というものは崩さないように、私はやるべきだと思っております。ですから、今回ここにある内容の中で、概ね繰越明許費、財源の確保が本当にできておったのか、そのときに、それと、あとその財源について、確約がとれないものの中にはなかったのか等についてもちょっと総務課長さんのほうにお伺いをしたいんですけれども、だいたいその財政の見通し等で、ちょっと間違いがあったとか、仕事の中でそういうふうな事情があったとかということ把握されていらっしゃるればお聞かせをいただきたいと思いますが、まず総務課長さん、よろしくをお願いします。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 10番 佐伯議員の、財源についてはいかがだったかというお尋ねですけれども、総務費関係の部分につきましては、地方創生絡みの部分で10月以降に計画を立てて、始めたという部分がございます、かなりずれ込んできた部分がありました。この部分につきましては、各全国市町村に割り当てられた総額、枠がございますので、国庫支出金につきましてはある程度の目途が立っているというふうに解釈をしていただきたいと思っております。

また、農林水産業費につきましても、南郷桧、それから農業観光拠点施設、防疫対策につきましても、地方創生の中で新たに取り組んでいくようにした部分がございますので、財源につきましても同様でございます。

最後に、土木費ですけれども、確かに大きな事業がかなりございまして、発注につきましても若干遅くなった部分はあったと思っております。ただ、私が感じております

のは、阿蘇郡内かなりの災害復旧事業がございまして、大きな工事につきましては、なかなか発注の度合いが混雑した状況の中で、その受注されるかどうかを見極めながら発注していた部分がありますので、発注がずれ込んでいったというのは、私の感想でございます。財源につきましては、建設課長が申しましたとおりに、内示を受けて確保をしまいったところでございます。

それから、一番最後に消防費につきましては、交付決定を受けておりますので、これはもう先ほど申しましたとおりに、機材の確保がなかなか間に合わないということで繰り越さざるを得なかったというふうに整理をしております。以上です。

○議長（田上更生君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） じゃあもう最後になりますが、内示を受けて決定をおるということですが、繰越明許をする際については、財源の確保が明確になされておかなければいけないわけなんですけど、内示じゃなくて、もう決定通知が来ているというふうにとっていいんですね。この国庫支出金、県支出金についてはもうそのようになっておる。地方債のほうについても、これは地方債起債についても決定がなされておるというふうにとってよろしいんですね。

○議長（田上更生君） 財政係長 岩下徹君。

○総務課財政係長（岩下 徹君） 10番議員の佐伯金也議員が言われましたとおり、起債につきましては決定を受けております。

補助金の交付決定につきましては、担当のほうから御説明すると思います。以上です。

○議長（田上更生君） 建設課長 松本満夫君。

○建設課長（松本満夫君） すみません。自席から失礼いたします。

先ほど内示というふうな表現をしましたが、交付決定をいただいております。訂正をさせていただきます。

○議長（田上更生君） そのほか質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質問なしと認めます。

以上で報告第1号、繰越明許費に係る繰越計算書の報告については終了いたします。

-----○-----

日程第10 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

【平成26年度高森町一般会計補正予算】

○議長（田上更生君） 日程第10、承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 承認第2号で御報告いたします専決第8号、平成26年度高森町一般会計補正予算（第15号）について御説明申し上げます。

専決しました内容は、3月の定例会後に確定しました地方譲与税、各種交付金、補助金、地方交付税などの最終調整を行うものと、繰越明許費の追加などごさいまして、歳入歳出それぞれ3,231万2,000円の追加であり、これを現計予算に合算いたしますと、総額50億1,795万6,000円とするものでごさいます。

なお、詳細につきましては、総務課長より御説明を申し上げます。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） まず、予算書の6ページをお開きください。

第2表繰越明許費補正につきましては、阿蘇火山活動降灰地域園芸対策緊急支援事業179万4,000円を追加いたしました。この事業は、降灰被害を受けられた農家を支援するため、本年2月、熊本県が補正予算を専決処分したことを受け、本町においても予算措置を行い、事業を進めていたものでございますが、ハウスに付着した降灰を除去するための機械は、その特殊性から年度内に必要な数量を確保することができず、やむを得ず翌年度へと繰り越すものでございます。

次に、7ページの第3表地方債補正につきましては、町道整備事業の過疎債分と、情報通信基盤整備事業債について、限度額をそれぞれ減額したものでございます。

続いて、10ページから歳入予算の主なものについて御説明申し上げます。

第1款町税につきましては、町民税、固定資産税、たばこ税、入湯税について、それぞれ見込額として増額いたしました。

第2款地方譲与税から、13ページの第11款交通安全対策特別交付金につきましては、国からの最終交付決定を受けたことにより、それぞれ調整したものでございます。

また、第14款国庫支出金から、15ページの第15款県支出金につきましても、それぞれ最終の交付決定により調整したものでございます。

15ページの第18款繰入金につきましては、財政調整基金からの繰入金を減額いたしました。

続きまして、17ページから歳出予算について御説明いたします。

歳出予算の全体にわたりまして、説明欄に財源組み換えと表示しておりますのは、国・県支出金等、特定財源の増減に伴い、一般財源充当額との財源組み換えを行っているものでございます。

17ページの第3款民生費の障害福祉費におきましては、委託料と扶助費をそれぞれ増額いたしました。委託料の増額につきましては、生活保護受給者に対する更生医療が必要になったことによるものであり、また扶助費につきましては、障害福祉サービス費の伸びによるものでございます。

18ページの児童福祉施設費におきましては、新築いたしました色見保育園の太陽光発電、蓄電池等整備工事が完了したことによる減額でございます。

19ページ、第5款農林水産業費の農林水産業費降灰対策費につきましては、先ほど繰越明許費の補正でも御説明いたしました、県の降灰対策補助事業でございまして、年度内実施事業量の確定により減額したものでございます。

最後に20ページ、第12款諸支出金では、財政調整基金への積立金を追加計上いたしました。なお、財政調整基金の平成26年度末残高につきましては、前年度末より約5,400万円減額となり、約12億9,400万円となっておりますことを御報告申し上げます。

以上、専決させていただきました一般会計補正予算（第15号）の主な内容について御説明申し上げましたが、御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 8年振りですから、ちょっと張り切っておりますので、いろいろと質問させていただきます。

専決処分、もうこれは町長に与えられました一つの権利でありますけれども、この専決処分してありますこの補正予算書の中の日にちなんです、平成27年3月31日なんです。今回、専決処分も非常に多いわけなんですけれども、通常だいたい臨時議会の招集は3日あれば、だいたいできるわけなんです、概ねこの26年度の補正予算というのは、私たちは26年度の当初予算も審議をしておりません。前の議会の中で審議をなされておりました。ですから、当然、3月31日にある程度こういうふうな補正が決定しておるのならば、今回、私たちが当選をいたしました町議会議員の選挙、4月21日が告示ですね、ですからそれまでの間に臨時議会

の開催は私は可能であったというふうに思いますが、この専決をされるにあたりまして、このいとまがなかった理由についてお伺いをいたしたいと思ひます。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 専決をした理由ということですが、やはり年度末の3月31日に専決をするというのは、確かに議員がおっしゃいますように、議事に諮るべきかとも思ひますが、年度末を迎えまして、一刻も早く予算を確定するというのが私どもの考えでございましたので、やはり皆さま方にお集まりをいただくいとまがなかったというふうに私どもは考えて専決処分をさせていただいたところでございます。以上です。

○議長（田上更生君） 財政係長 岩下徹君。

○総務課財政係長（岩下 徹君） ただいま総務課長が申しましたとおりでございます。ただ、1点申し添えますと、最終的に国の地方交付税、特別交付税の交付決定が3月29日から31ぐらいに確定されております。ですので、3月31日付けでの議会の招集というのは、ちょっと難しいというところもございまして、専決処分をさせていただいたというところでございます。

なお、専決処分の内容につきましては、やはり特別交付税の交付決定、それだけではございませんで、割と細かいものも正直申し上げまして計上させていただいている部分もございまして、その分に関しましては、やはり財政担当といたしましても、内容をもっと精査した上で専決処分にふさわしい内容での補正予算とするべきではないかというふうに私も考えておりますので、今後注意して対応していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（田上更生君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） はい。10番 佐伯でございます。

専決をしてはいけないとは言わないんですが、いとまがないと言われる総務課長さんのほうに、私どもからすれば、4月1日から約3週間、日数がございまして。年度末、いろいろあって忙しい中において、そういうふうにとまがないように取られたということになれば、議会としても非常に残念であったと思ひます。何故かと申しますと、26年度の一般会計の当初予算を認められた議会が、最終的に年度末になって、もう概ねこれで決定なんですけれども、そこまでを最後までを見届けるという、私は恐らくお気持ちがあったのではないかなと思ひます。そうなったときに、当時の議会の方たちが、これには参加できなかったということは非常に残念で、総務課長がそうだからと言われればそうなんだろうけれども、それからすれば、私

たちからすれば、高森語で言えば「要らん世話」と言いたいんですね。通常、専決処分はなるべく減らして、議会を開く暇があるのであるならば、早急に議会を開いて、こういうふうな補正予算は私はかけるべきであったと思います。特に日にちが3週間あったわけですから、議員さんたちも恐らく集まることは可能であったと思います。ですから、これを新しく議会が改選されて、私たちに以前の当初予算のやつの補正を出されても、私を含めて4名の議員さんは、新しくこの議会に含まれてきたわけでございますから、なかなか詳しく説明を受けても、当時の内容が把握できませんので、正直なところ、ちんぷんかんぷんになってしまう恐れがあります。ですから、町民のためを思うならば、やはり26年度の高森町一般会計補正予算については4月1日から21日までの間、臨時議会を開くべきであったと思いますが、町長、いかがでございますか。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 10番 佐伯議員の御質問・御指摘にお答えをさせていただきます。

もう御案内のとおり、地方自治法第179条、113条の但し書き等々、また第180条で明示されているとおりでございます、専決処分に関しましては。今、議員がおっしゃったように、4月1日から21日、約3週間ございます、それが1点。

それと、2点目は、26年度の予算であるならば、やはりそのときの議員さんで、最後はしっかり末はびしっとやるべきだろうというお考えは、私もごもつともだというふうに思っております。

一転、総務課長がたいへん日程的に厳しいという判断を先ほどしたということを書べられた背景には、この私の1期目、すなわち改選される前の議会の議員さん方も含めて、やはり一番気をつけていたのは、間違いがないこと、間違いはあっちゃいけません、あつたら特によくございません。ですから、特にスピード感と同時に確保しなければいけないのは、やはり正確な事務方の積み上げという部分も一つはあつたというふうに思っております。

しかしながら、3週間時間があつた、そして何よりも私が今、議員さんがおっしゃった中で、一政治家としての気持ちが理解ができると思いますのが、やはり自分たちが当初予算で認めたことに関しての、最後の部分に関しては、結末はしっかり自分たちでやると、それが当然じゃないと言われるのは、議会のみならず、ほかの一般の仕事でも同じじゃなかろうかということ、先ほど私も聞いて思ったわけでございます。

今後は、年度、年末年始だろうが何だろうが、やはり時間をしっかり取って、やはりそのときに議決していただいた、議会の人に諮るという基本的な方向性を見失わないことと、そのスピード感と正確性をともに担保できるように指示をしていきたいというふうに思います。以上です。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 自席から失礼いたします。

先ほど財政係長が歳入の確定額につきまして、だいたい29日頃というふうに申しましたので、定例会後に臨時議会を開催するのはかなり無理があるということですが、逆に申しますと、3週間、期間があるということになります。それは年度を終えてからの期間になりますので、その平成27年度になってから平成26年度の補正をするというのはできないというふうに私たちは考えて、31日で専決処分をさせていただいておりますので、申し添えさせていただきたいと思いません。

○議長（田上更生君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） はい。今、町長のほうから御答弁がありました。誠に同じ政治家として、私たちが一番気をつけていかなければならないこと、議会制民主主義である以上は、やっぱり私どもも町長の持たれている様々ないろんな権限については尊重する。そして、前向きにいろいろと進ませていくということ。そして、議会もスピーディーに提案されたことに対しては慎重に審議をし、前向きな良い答えを出して、一緒に進んでいく。以前、議会と執行部は両輪のごとくと言われましたが、つかず離れず、お互いを見ながら前に進ませていくという精神は今も変わっていないものだというふうに私も感じましたので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それと、総務課長のほうから今、年度を越して補正を組むことはというふうに言われましたが、法律上、認めてあるならば、それはそれとして、あなたが法律を作っておるわけじゃないんだから、それをいちいち考える必要は何もないわけで、4月1日から4月21日までの間、もし町長のほうから臨時議会招集の依頼があった場合については、私は速やかに臨時議会の招集をすべきであったというふうに思います。それを開くべきであったのか、開くべきでなかったのか、待つべきであるとか、待つべきでないとかいうのを、総務課長の椅子のほうで町長に言うべきでもない、そういうふうに考えております。ですから、議会事務局のほうにもその分の相談は、私は明らかにすべきだったと思います。ですから、先ほどから言いましたけ

れども、要らん世話はせんでいいから、ちゃんと法律に沿った議案の提出の仕方というものを今後よろしく願いいたします。以上です。

○議長（田上更生君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本件について、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第11 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

##### 【平成26年度高森町国民健康保険特別会計補正予算】

○議長（田上更生君） 日程第11、承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。健康推進課長 馬原恵介君。

○健康推進課長（馬原恵介君） 承認第3号で報告いたします専決第4号、平成26年度高森町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）につきまして御説明申し上げます。

専決します内容は、歳入では国庫及び県支出金、歳出では療養給付費及び出生一時金の負担金等が、3月開催の議会定例会以降に確定したこと等により専決処分を行ったものでございます。

今回の補正は、既定の予算に歳入歳出それぞれ3,781万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億9,743万円とするものでございます。

6ページをお開きください。歳入予算の主なものについて御説明申し上げます。

第4款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目療養給付費等負担金につきましては、845万2,000円増額しております。これは平成26年度分療養給費等負担金が確定したことによる追加交付に伴う増額でございます。

同款第2項国庫補助金、第1目財政調整交付金、第1節及び第2節につきましては、合計で3,366万円増額しております。これらは平成26年度分普通調整交付金が確定したこと及び国民健康保険調整交付金で、交付予定の補助金が特別調整交付金として交付されることが確定したことに伴う増額でございます。同項第5目国民健康保険調整交付金につきましては、600万円減額しております。これは先ほど説明いたしました、平成26年度分ヘルスアップ事業に対する補助金が特別調整交付金として交付されることが確定したことによる減額でございます。

続きまして、第7款県支出金、第2項県補助金、第1目財政調整交付金、第1節につきましては1,243万8,000円の増額、第2節につきましては961万4,000円減額しております。これらは平成26年度分財政調整交付金の県補助分が確定したことに伴う増額及び減額でございます。

続きまして、7ページでございます。歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。

第2款保険給付費、第1項療養諸費、第1目一般被保険者療養費、療養給付費につきましては、本年度中に国保連合会へ支払う療養費の確定見込みによりまして1,009万9,000円の増額、第2目退職被保険者療養給付費につきましては、本年度実績及び確定の見込みにより152万7,000円減額しております。

第2款保険給付費、第4項出生育児諸費につきましては、本年度実績及び確定見込みにより129万円減額しております。

第11款予備費につきましては、収支の調整により計上しております。

以上、専決しました主なものについて、その概要を説明いたしましたが、御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。お諮りします。

本件について、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第3号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第12 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

【平成26年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算】

○議長（田上更生君） 日程第12、承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。健康推進課長 馬原恵介君。

○健康推進課長（馬原恵介君） 承認第4号で報告いたします専決第5号、平成26年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして御説明申し上げます。

専決しました内容は、歳入では後期高齢者保険料の再算定及び歳出では広域連合納付金の確定により、それぞれ過不足が生じたための緊急の予算の補正が必要になったものでございます。地方自治法第179条第1項の規定より、専決処分となったものでございます。

今回の補正は、既定の予算から歳入歳出それぞれ50万円を減額し、予算の総額歳入歳出それぞれ9,174万7,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。歳入予算について御説明申し上げます。

第1款後期高齢者医療保険料、第1目特別徴収保険料につきましては、50万円減額しております。これは被保険者の所得の更正等により、保険料につきまして再算定したことにより減額するものでございます。

続きまして、7ページです。歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金、第1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、26年度中の広域連合への負担金が確定したことにより、231万円減額しております。

第5款予備費につきましては、収支の調整により計上しております。

以上、専決しました主なものについて、その概要を説明いたしましたが、御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本件について、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第4号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

-----○-----

### 日程第13 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

#### 【平成26年度高森町介護保険特別会計補正予算】

○議長（田上更生君） 日程第13、承認第5号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。健康推進課長 馬原恵介君。

○健康推進課長（馬原恵介君） 承認第5号で報告いたします専決第9号、平成26年度高森町介護保険特別会計補正予算（第6号）につきまして御説明申し上げます。

専決しました内容は、歳出において、高額介護サービス等費の交付額が3月議会の定例会以降に確定したもので、緊急に予算の補正が必要となり、専決処分を行ったものでございます。なお、予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億805万6,000円で、今回の補正に伴う増減はございません。

7ページをお開きください。歳入予算につきましては、今回補正はございませんので、歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。

第2款保険給付費、第4項高額介護サービス等費、第2目特定入所者介護サービス等費につきましては、本年度中に交付すべき高額医療合算介護サービス費が確定したことによるもので、180万円増額しております。なお、ほかの費目につきましては、今回、最終補正でしたので、その内容に増減額しております。

以上、専決しました主なものについて、その概要を説明しましたが、御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから承認第5号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本件については、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第5号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

お諮りします。

しばらく休憩したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。2時40分より再開いたします。

-----○-----

休憩 午後2時30分

再開 午後2時40分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第14 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて

##### 【高森町税条例の一部改正】

○議長（田上更生君） 日程第14、承認第6号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。税務課長 沼田勝之君。

○税務課長（沼田勝之君） 承認第6号で承認を求めます専決第3号、高森町税条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

今回の税条例等の一部改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成27年3月31日にそれぞれ公布され、いずれも平成27年4月1日から施

行されることに伴い専決処分させていただきました。

主な改正概要につきまして御説明申し上げます。まず、軽自動車税の見直しとしては、平成27年度から原付及び二輪車の標準税率が現行の約1.5倍に引き上げられることとなっておりますが、施行期日の見直しが行われ、適用開始時期を1年延期し、平成28年度以後の原付及び二輪車等の税について適用されることとなりました。

さらに、身体障害者等の軽自動車の減免申請期限につきましては、現行では納付日7日前までとなっておりますが、申請期限が延長され、納付日までとする改正が行われました。

また、平成27年度に新規取得した電気自動車等、一定の環境性能を有する軽四輪について、その燃費性能に応じたグリーン化特例、税の軽減が導入されることとなりました。

固定資産税におきましては、税負担の均衡化・適正化を図るための措置である土地の負担調整措置について、現行の仕組みが3年間延長されることとなりました。

また、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除制度、いわゆる住宅ローン減税制度について、所得税から控除しきれなかった分を個人住民税から控除できる適用期限が1年6カ月延長され、平成31年6月30日までとなりました。

以上、専決しました概要について御説明申し上げますが、御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから承認第6号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本件について、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第6号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第15 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて

【高森町国民健康保険税条例の一部改正】

○議長（田上更生君） 日程第15、承認第7号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。健康推進課長 馬原恵介君。

○健康推進課長（馬原恵介君） 承認第7号で報告いたします専決第2号、高森町国民健康保険税条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。

今回の一部改正は、国民健康保険施行令の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行されることに伴い、基礎課税額を含めた条例の一部改正が必要となり、専決処分を行ったものでございます。

新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。条例の一部改正は、平成27年度税制改正の大綱において、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置についても5割軽減及び2割軽減の対象世帯にいたる所得判定基準が改正されたものです。具体的には、現行の限度額81万円、これは基礎課税額51万円、後期高齢者支援金等課税額16万円、及び介護納付金課税額14万円の合算額ですが、これを限度額85万円、同じく52万円、17万円及び16万円と引き上げるものです。

また、軽減する所得判定基準についても、5割軽減の被保険者に乗ずる金額を24万5,000円から26万円に、また2割軽減の被保険者に乗ずる金額も45万円から47万円に引き上げるものです。

なお、今回の改正では、国民健康保険税の賦課限度額の見直し、及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直しが主なものとなっております。

以上、専決しました改正内容について、その概要を説明いたしました。御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから承認第7号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本件について、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第7号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第16 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて

【高森町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正】

○議長（田上更生君） 日程第16、承認第8号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。健康推進課長 馬原恵介君。

○健康推進課長（馬原恵介君） 承認第8号で報告いたします専決第6号、高森町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。

今回の一部改正は、平成27年4月1日から施行される分が盛り込まれた介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、条例の一部改正が必要となり、専決処分を行ったものでございます。

まず、地域密着型サービスについて御説明申し上げます。高齢者の住み慣れた地域での生活が継続できるようにとの観点から創設されたもので、介護保険の事業指定は都道府県が指定、監督を行っておりますが、地域密着型サービスについては、事業指定とともに指導及び監督についても町が行うことになっております。

また、介護保険法の改正に伴い、町がサービス事業の指定、監督、指導権限を強化したり、利用定員数や整備を定めることができたり、地域の実情に応じた弾力的な基準報酬を設定することができるとされております。

条例の一部改正は、要介護状態になった場合にでも利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるように援助を行うことや、自立した日常生活を営むことができるように、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会孤立感の解消及び心身の機能の維持、並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の権限を図るための改正となっております。

また、利用者の認知症の症状の進行の緩和に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない内容となっております。

なお、詳細につきましては、新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

以上、専決しました改正内容について、その概要を説明いたしましたが、御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。3番 後藤三治君。

○3番（後藤三治君） 3番 後藤です。

2点だけお伺いいたします。この議案につきましては、3月の定例会におきまして、本年4月からの施行に向けて条例化されたものと私は思っておりますが、その後こういった介護保険法の一部改正によって、今回の改正がなされたと思うんですけれども、3月定例会に上程される中で、このことが分かっていなかったのか。

それから、もう一つは、たいへん多くの改正になっておりますけれども、まだ1月足らずの中でこういう改正があるということであれば、やはり今回の改正を一部でなく全部改正をされるべきじゃないかなと私は思いますが、いかがでしょうか。

○議長（田上更生君） 健康推進課長 馬原恵介君。

○健康推進課長（馬原恵介君） 3番 後藤議員の質問にお答えさせていただきます。

3月の定例議会で提案いたしました内容につきましては、地域包括センターの職員等に関する基準及び指定介護予防等の支援事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定ということで、おっしゃるとおり、内容的には似ておりますが、一部若干違っております。国の法律につきましても、これは明確に別々にされているものでございます。そのために、今回、4月1日の施行ということで専決をさせていただいております。

それから、内容につきましても、全文改正となりますと、また内容が多くなっている部分もございまして、その点につきまして一部改正させていただいております。以上でございます。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） はい。10番 佐伯でございます。

介護保険については、以前から役場のほうでいろいろと対応しようちに、また次の改正がやってきて、もう本当になかなか、要するに地域でサービスをされておる、実際動いておられる方たちと役場との間で、たちごっこのような介護保険が

行われておりまして、非常にその運営についても難しい問題があると思いますが、私も今回このような言葉を初めて聞きます。以前、広報たかもり等では載せてあったんだと思うんですが、私も当時はちょっと関心が薄れておりました関係で、今回このような文言を初めて聞いたわけで、ちょっと恥ずかしいんですが、現在行われておりますその在宅介護等と、どのような部分がどんな違ってくるのかということをちょっと分かりやすく教えていただきたいと思います。

○議長（田上更生君） 健康推進課長 馬原恵介君。

○健康推進課長（馬原恵介君） 10番 佐伯議員さんの質問にお答えさせていただきます。

今回の条例につきましては、地域密着型という言葉が入っておりまして、この地域密着型というのは、高森町に在住している人が高森町にある施設を使うという、簡単に言うと、意味でございます。ですから、高森にございます梅香苑という施設は、あれは広域型と申しまして、高森に住所がなくても入所の申込みをして、順番が来れば入れる施設でございます。ただ、地域密着型と名前が付くものについては、これは高森町に住所がある方しか入居できません。ですから、今後、要介護と要支援という認定の段階がありますけれど、要支援の方については、その一部が介護保険ではサービスが使えなくなってしまう。そのサービスが使えない部分を、地元の施設を利用して、サービスを使ってもらったりとかする場合に、その部分でより住民の方を優先的に利用していただくための法の整備というふうにお考えいただければと思います。以上でございます。

○議長（田上更生君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） はい。10番 佐伯でございます。

特老等についてはそういうことであると思います。高森町は皆さん御存じのとおり、本当に高齢者の方が多い。しかしながら、どうにか介護認定を受けなくてもやっていけている方がいらっしゃるというのが実情であります。しかしながら、やはりどうしても避けられない肢体の不自由な方たちが出てきた場合、家族の方たちからいろいろ相談が役場のほうにあると思います。在宅で介護をされていらっしゃる方は、ショートステイでもいい、要するにどこかの施設に入れてもらってサービスを受けるということも考えられるんですが、なかなか現状それぞれの施設が満杯で入れないわけですね。利用もできないというようなことを聞いております。今回、こういうふうな形になってきた場合、要するに町の方たちが施設利用について、どの程度解消されてくるというふうに見込んでおられるでしょうか。

○議長（田上更生君） 健康推進課長 馬原恵介君。

○健康推進課長（馬原恵介君） 馬原でございます。自席から失礼いたします。

今の佐伯議員さんの質問に対しましては、解消できるかどうかというのは、これからの町の動きにかかっております。といいますのは、要支援の方たちが今は施設を利用して動いていらっしゃるんですけど、その施設を利用するという介護保険サービスがなくなりますので、その部分についてどうしていくかというのが、ちょっと町が考えていかなければならないところです。今、町のほうでは介護支援サポーターというサポーターを養成しております。一応25年度から補助事業を使ってやっております、そういった方々に地域でこういった施設を利用せずに、地域での公民館であったりとか、集会所を使ったサロン事業、そういったものを今、社協がやっております。そこにてこ入れをして、地元でそういった認知症の機能回復だったりとか、機能回復訓練であったりとか、そういった部分の一端を担っていただいたりとか、あとは今まで介護サービスを使うと、デイサービスはだいたい1日です。今後はそういった部分で要支援の方々については、週1ではなくなるサービスになってくると思いますので、そういった部分で週1でなくなれば、午前・午後ということで回転をすれば、そういったことで利用数が単純にいけば2倍という形ですね。そういったことになってくると思います。ただ、これはあくまでも今、これは各市町村が介護保険の改正に伴いまして改正だったり、町の体制づくりをしているところですから、今後このへんについては予算も含めて御協議させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから承認第8号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本件について、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第8号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第 17 承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて

【高森町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正】

○議長（田上更生君） 日程第 17、承認第 9 号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。健康推進課長 馬原恵介君。

○健康推進課長（馬原恵介君） 承認第 9 号で報告いたします専決第 7 号、高森町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。

今回の一部改正も平成 27 年 4 月 1 日から施行される部分が盛り込まれた介護保険を施行規則等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、条例の改正が一部必要となり、専決処分を行ったものでございます。

地域密着型サービスにつきましては、ただいま御説明申し上げましたが、今回は介護予防サービスについてでございます。介護認定の要支援 1 及び 2 の方が受けている通所介護サービスや訪問介護サービスが、今後、予防給付の対象外になることが明記されております。予防サービスは、要支援者を要介護者にしないために始まった制度であるため、今後も継続する必要があり、そのための条例改正でもあります。基本的には、高森町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準と同様ではありますが、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援に関する基準や、指定地域密着型サービス事業所との併設の場合等についての規定等について改正内容が記載されております。

なお、詳細につきましては、新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

以上、専決しました内容につきまして、その概要を説明いたしましたが、御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。10 番 佐伯金也君。

○10 番（佐伯金也君） はい。10 番 佐伯です。

参考のためにお伺いいたしますが、これで今、担当課長のほうから説明がありま

した要支援の方が要介護にならないために、いろいろな活動をやっていくということですが、要支援の方は要介護にはならないということがあり得るのか。ほとんどもう要支援に入られた方たちは、その後は要介護のほうに入っていくかと思うんですけれども、要支援の方が要介護にならないようにするためということは、恐らく無理だと思うんですが、その点についてはいかがお考えですか。

○議長（田上更生君） 健康推進課長 馬原恵介君。

○健康推進課長（馬原恵介君） 10番 佐伯議員さんの質問にお答えさせていただきます。

ただいまおっしゃったとおり、100%ではございませんが、要支援を受けた方については、やはり年とともに体力的なものであったりとか、認知的な部分であったりという部分については、若い方と違って回復するということはほとんどございませんので、現状維持、若しくはやはり進行を維持していつて要介護になるというのが一般的な、おっしゃるとおりのパターンでございます。ただ、介護保険法上としては、一応要支援の方は要介護にならないように支援しなければならないというふうになっているものですから、その部分で町としては要支援の方が要介護にならないように手立てを加えるという部分はやっていかなければならないと、今後やっていかなければならないというところでございます。ただ、やはりおっしゃるとおり、若い方に対するサービスと違って、どうしても年齢的な部分というのは、年を取るにしたがって、人というのは老化、衰えていくというのは否めないところでございます。ですから、その部分を心のケアであったりとか、要介護の中でも軽いほうの要介護とかされるといった、佐伯議員さんのおっしゃるとおり、進行が進むという中でも、それを若干でも遅らせるとか、少しでも要支援にとどまっていたら、若しくは介抱していただくというのを目指してやっていっているところでございます。以上でございます。

○議長（田上更生君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） はい。10番 佐伯です。

だいたいこれは国民健康保険会計でも一緒なんですけど、病状が回復して改善するのかというお年寄りの方たち、もう症状が固定してしまって、もう病気と一緒に仲良く生活をしていかなければならないんじゃないかということをお話をしておりましたとおり、介護保険も同様なんですよね。いかにそのあたりで止めとくことが可能なのかという活動を今後はやっていかなければならないと思います。現状、ボランティアの方たちのお力も借りてやっておるといことなんですけど、もう老々介護

ですね。もう70ぐらいのお年寄りの方が90歳ぐらいのお年寄りの方たちを介護していらっしゃる姿を見受けます。ですから、もうぼちぼち地方は地方として介護の姿というものを、やはりちゃんと訴えていかなければならない現実が来ておると思うんですね。介護保険を東京のほうでいろいろ作ってこられて、保険制度を作られて、官僚支配の中でやっていかれると、こういうふうには要支援が要介護にならないようにするための支援とかいう形の法律を安易に作り上げてくる、それを受けた行政、地方の自治体の担当の方たちが非常に頭を悩ませておるとというのが現実だと思います。

そこで、町長さんのほうにお願いをしたいんですが、あなたもまだお若うございます。年はまだ取っておりませんので、介護保険について今後、自治体が持つ課題に対して、今現在、高森町は老々介護がもう当たり前になってきております。その点について、介護保険制度について、町として独自に今どのように考えて今後いかれるか、これではまだ正式なあれは出てきませんけれども、本人の町長独自の考えとして一言お考えを聞いておきたいと思っております。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 10番 佐伯議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今、先ほどから議員の御質問を聞いておりました。おっしゃるとおりでございます。国が法律をしっかりと作ってくるという、官僚さんが地方の実情、現状を知らずに、また知った上かもしれませんが、やはり全国均一の大量生産、大量消費時代の同じような形の法律を作ってこられると議員がおっしゃるような形になっているわけでございます。

私も1期目ですね、議員さんも驚かれたと思います。先ほどから自分で8年ぶりというふうにおっしゃっておりましたが、本当に多分、4年前からだけでも、もう何回も何回もこの制度が変わっているわけでございます、若干ずつですね。その度に職員さんはたいへん事務方としては、当然仕事はやらなければいけないんですが、増えているのも事実でございます。しかしながら、やはり自治体としては法の下、それに取り組みなければいけない。その中で、やはり今後考えていかなければいけないのは、地方は地方の現状に合ったことをやっていかなければいかんだろうというのが、今議員からの御指摘であって、まさにそのことが今、安倍政権が言っておる地方創生の中の一つとして、やはり地方が独自の施策を出していくべきだということを行っているのではないかなというふうに私は思っております。

ただ、ある意味、役場の職員さんに、これ以上の、例えば事務量、若しくは例え

ば外での活動等々を、公務員だからといって、これ以上、どんどんどんどん増えていくとなりますと、これは職員の定数の問題もございますし、やはり守っていかねばいけないところもございます。だからこそ、2年ぐらい前からの、先ほど馬原課長がおっしゃった、この民間の方の力を借りたサロン事業、しかしそこにもやはり形としては素晴らしいんですけど、議員がおっしゃるように老々介護、ある程度年がいかれた方が本当に、さらに高齢者を介護している姿があるじゃないかというわけでございまして、私もそれは現場に立ち会いましたが、そのとおり思っているところもございます。

今後、やはり高森町には高森町に根をちゃんと張られた、この高齢者医療サービス、高齢者のサービスを努められている民間会社もございますし、社協もございます。ですからこそ、社協も私は1期目に、民間の視点を入れる、首長が、町長が社協の会長を同時に一緒にやっていくことが、果たして毎日出勤して可能なのかということ、1年間、自分で考えまして、そして体験をして、2年目の最初で民間の方にやっていただけないかというお願いをしたわけでございますが、やはり民間的な、その民間にお願いをすると、それが果たしてどこなんだというところは、今後考えていかなければいけません。行政としては議員がおっしゃるように、独自のとんがった、この町に合った、そして財源もしっかり確保できる、そしてお金を使う場合にはほかでやはり削らないと、これはできないところもございますので、たいへん厳しいことを提案することもあるかと思いますが、私としては議員がおっしゃるように、やはり高森町に適した形の施策を今後考えていくべき。その前段として、25年からの支援事業、サポーターを取り入れてのサロン事業に取り組んでいるつもりでございまして、今後、議員のお考え等もやはり聞かせていただいて、一緒に議会とともに積み上げていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから承認第9号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本件について、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第9号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第18 議案第36号 高森町介護保険条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第18、議案第36号、高森町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。健康推進課長 馬原恵介君。

○健康推進課長（馬原恵介君） 議案第36号で提案いたしました高森町介護保険条例の一部改正につきまして提案理由を御説明申し上げます。

今回の改正は、平成27年度から29年度までの介護保険料について、条例第2条第1項第1号に掲げる被保険者の保険料を、現行の3万2,400円から2万9,160円に引き下げるために条例の一部を改正するものでございます。

介護保険料につきましては、人口推計等に基づく介護施設及び在宅介護サービスの給付総額を推計し町が設定することになっており、第6期高森町高齢者福祉計画、高森町介護保険事業計画策定後に、3月開催の平成27年度第1回高森町議会定例会において、平成27年度から平成29年度までの介護保険料等を含めた条例の一部改正については可決いただいております。

新旧対照表を御覧いただきたいと思います。条例の一部改正は、平成27年4月10日付で介護保険法施行令が一部改正されたことに伴うもので、趣旨として低所得者である第1項第1号に掲げる第1号被保険者の保険料の軽減の強化を行うこととされたもので、現行の基準年額から50%軽減されている保険料を55%軽減するものです。具体的には、第5段階である基準年額6万4,800円の介護保険料の50%軽減は3万2,400円になりますが、今回の改正ではさらに5%上乘せし55%軽減となり、保険料は2万9,160円となるものでございます。

なお、軽減分につきましては、国庫負担金として算定され、町に対し繰り入れられることになっております。

以上、説明いたしました。御審議いただき、御決定賜りますようお願い申し上げます。説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

健康推進課長 馬原恵介君。

○健康推進課長（馬原恵介君） すみません。今の件について御説明申し上げます。

高森町介護保険条例の一部を改正する条例の、ずっとページの下のほうになりますんですけど、経過措置になりまして、その改正後の高森町介護保険条例「第2号第2項」の規定になっておりますが、それを「第2条第2項」に訂正させていただきたいと思っております。すみません。そのことをごさいます。申し訳ございません。ですから、議案の訂正ということで、「第2号第2項」を「第2条第2項」と訂正させていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（田上更生君） 質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから議案第36号、高森町介護保険条例の一部改正についてを採決します。お諮りします。

本案については、原案のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号、高森町介護保険条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第19 議案第37号 平成27年度高森町一般会計補正予算

○議長（田上更生君） 日程第19、議案第37号、平成27年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 議案第37号で御提案いたしました平成27年度高森町一般会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、4月27日付けの知事専決補正予算を受けて実施いたします阿蘇火山活動降灰地域園芸対策緊急支援事業と、4月9日に可決・成立いたしました平成27年度国の予算を受け、臨時福祉給付金等を追加するものでございまして、歳入歳出それぞれ2,129万4,000円を追加し、予算の総額を3億329万4,

000円とするものでございます。

なお、詳細につきましては、総務課長より御説明を申し上げます。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 先ほどはたいへん失礼いたしました。

議案第37号の一般会計補正予算（第1号）でございますが、予算書の6ページをお開きください。歳入について御説明いたします。

第14款国庫支出金につきましては、臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金を計上いたしました。いずれも暫定的・臨時的な措置として交付されるものであり、臨時福祉給付金につきましては、市町村民税均等割が課税されていない方が対象となり、1人当たりの給付額は6,000円で、対象者は1,800人を見込んでおります。

また、子育て世帯臨時特例給付金につきましては、本年6月の児童手当を受給され方が対象であり、1人当たりの給付額は3,000円で、740人の対象者を見込んでおります。

第15款県支出金につきましては、阿蘇火山活動降灰地域園芸対策緊急支援事業補助金について、平成26年度分として申し込まれたものの、予算枠などの関係から事業に取り組みなかった方や、新たに申し込まれる分として、合わせて1,000万円の事業費を見込み、このうち3分の1を県補助金として受け入れるものでございます。

第18款基金繰入金につきましては、今回の補正による調整額として、財政調整基金繰入金を追加計上するものでございます。

続きまして、7ページの歳出予算について御説明申し上げます。

第3款民生費の社会福祉総務費では、臨時福祉給付金とその事務費について計上しております。また、児童措置費におきましては、子育て世帯臨時特例給付金とその事務費を計上いたしました。

最後に、第5款農林水産業費では、阿蘇火山活動降灰地域園芸対策緊急支援事業補助金として農家等に支払うものであり、事業費に対し、県と町がそれぞれ3分の1ずつを補助するもので、事業見込額1,000万円の3分の2に当たる額を計上いたしております。

以上、今回提案しております補正予算について、その概要を御説明いたしました。が、御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから議案第37号、平成27年度高森町一般会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。

本案については、原案のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号、平成27年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第20 議員派遣の件

○議長（田上更生君） 日程第20、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

本件については、お手元に配りましたとおり派遣したいと思います。

併せて、詳細並びに一部変更があった場合については、議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付したとおり派遣することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第21 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議長（田上更生君） 日程第21、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

各常任委員長並びに議会運営委員長から、所管事務及び所掌事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました継続調査申出事件一覧のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（田上更生君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。  
会議を閉じます。

平成27年第3回高森町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでございました。

-----○-----

閉会 午後3時25分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会臨時議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高森町議会会議録  
平成27年第3回臨時会

平成27年5月発行

発行人 高森町議会議長 田上更生  
編集人 高森町議会事務局長 佐藤幸一  
作成 株式会社アクセス  
電話 (096) 372-1010

---

高森町議会事務局

〒869-1602 阿蘇郡高森町大字高森2168  
電話 (0967) 62-1111